

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	1
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	1
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	1
支 庁 告 示	
○建築基準法による道路の位置の指定 (2 件)	1

告 示	
北海道告示第703号 道営土地改良 (北星第2地区農地保全整備 (農地保全)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年8月4日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成16年8月3日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第704号 土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。 平成16年8月3日 北海道知事 高 橋 はるみ	
事業主体名	地区名
三 石 町	西 蓬 菜
浦河町土地改良区	西 幌 別
同	絵笛・向別
事業の種類	完了年月日
基盤整備促進 [基盤整備] (農道)	平成15. 8.20
小規模土地改良 (暗きよ、客土)	同 16. 1.30
緊急小規模土地改良 (暗きよ、客土)	同 16. 3.16
北海道告示第705号	

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年8月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡占冠村字トマム623の2 (次の図に示す部分に限る。)、1506の2、1506の3
- 保安林として指定された目的 干害の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第706号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年8月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 栗沢南幌線	空知郡栗沢町字岐阜164番5地先から 空知郡南幌町字幌向原野920番48地先まで	平成16. 9. 1

支 庁 告 示	
北海道渡島支庁告示第6号 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、大野町に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成16年8月3日 北海道渡島支庁長 前 田 晃	
1 指 定 番 号	第16 - 4号
2 指 定 年 月 日	平成16年7月26日
3 道 路 の 位 置	亀田郡大野町本町763 - 11
4 道 路 の 幅 員	6.83m
5 道 路 の 延 長	34.85m
6 申請者の住所及び氏名	亀田郡大野町字白川1番地 鳴海 誠悦

北海道檜山支庁告示第 3 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、檜山支庁経済部建設指導課及び江差町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

北海道檜山支庁長 平 沼 栄 二

- | | | |
|---|------------|-------------------------------|
| 1 | 指 定 番 号 | 第16 - 2 号 |
| 2 | 指 定 年 月 日 | 平成16年 7 月23日 |
| 3 | 道 路 の 位 置 | 檜山郡江差町字柳崎町36番 1 のうち、34番 3 のうち |
| 4 | 道 路 の 幅 員 | 4.00m |
| 5 | 道 路 の 延 長 | 34.00m |
| 6 | 申請者の住所及び氏名 | 檜山郡江差町字新地町129番地 1 佐藤 喜市 |